

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートは、成年後見業務に意欲的に取り組む司法書士の団体です。会員である司法書士は成年後見制度に関する研修を受け経験を積んで成長していくことを目指して、また皆様には、成年後見制度への理解を深めていただき、身近に感じていただくことで制度の利用を広げていくことを願って活動しています。

リーガルサポートあいち HP「<http://www.aba.ne.jp/~lsaichi/>」

リーガルサポート 検索

桜も開花し、早くも春本番ですね

「リーガルサポートあいち」では、講師・相談員の派遣を行っています

成年後見制度に関する研修会や相談会、催しなどにリーガルサポート会員である司法書士を派遣します。是非、リーガルサポートあいちの出張相談や研修会をご利用下さい。



研修、相談の内容は、法定後見、任意後見のほか、その周辺にある問題、例えば遺言のこと、相続のことなどにわたってもOKです。講師・相談員の派遣のご要望、その他ご質問などがございましたら、リーガルサポートあいちまでお気軽にお問い合わせ下さい。



講師・相談員の派遣費用については原則的には有料ですが、場合により無料にて派遣させていただきますこともできます。

※尚、ご依頼件数が年度の予算枠を超えた場合、講師・相談員の無料派遣には応じられない場合がございますことをご了承ください。

電話相談も行っています

成年後見に関する電話相談です。いつでもお気軽にお電話ください。



受付電話にお電話いただきますと、担当司法書士から折り返しお電話をいたします。折り返しのお電話に多少のお時間をいただく場合がありますことをご了承ください。

※電話相談の場合には、書類等を直接確認できない、電話相談時間が限られるなどの理由から、具体的な内容についてお答えできない場合もございます。

詳しいご相談を希望される場合、お近くのリーガルサポートあいち会員の司法書士の紹介をいたします。(個別相談は有料となります。)

電話相談対応日

毎週月曜日から金曜日(祝日除く)

午前10時から午後3時まで

受付電話番号

052-683-6696

(リーガルサポートあいち 事務局)

司法書士後見人の事件簿◆身元保証ができない理由

司法書士後見人 **あいち花子** は、「三河さくらさん」の後見人に選任されました。さくらさんは認知症のため一人暮らしが難しくなり、施設へ入所されます。

あいち花子が後見人として契約を締結する際、施設の方から「司法書士さんが身元保証をしてくださるのですね。」と聞かれました。しかしながら、第三者後見人が個人保証として身元保証契約を引き受けることはできません。あいち花子はそれを以下の様に説明しました。



一般的に身元引受人ないし身元保証人に求められる責任としては、まず、施設等に入所している間の利用料の保証や本人が施設又は他の入所者に対して与えた損害賠償債務の保証などがあると思われま

す。施設等に入所している間の利用料の保証、本人が施設又は他の入所者に対して与えた損害の賠償などの支払については、本来、本人の財産から支弁することとなっています。仮に後見人が保証人として賠償責任を負うようなことが生じた場合には、本人に対して後見人が求償権を有することとなり、後見人と本人との利害が対立する利益相反の関係に立ってしまいますから、後見人としてその責任を引き受けることはできません。

また、施設等を退所する場合の本人の身柄の引き取りについてご心配される場合もありますが、住居に関する契約等についての権限を有する後見人は、退所後の住居の確保について権限を有しますので、その範囲内で対応することとなります。ただし、居所指定の権限は後見人の権限の範囲外とされているますので、強制力を伴う引き取り行為はできません。

最後に、本人が死亡した場合の遺体の引き取りについてご心配かと思いますが、本人の死亡と同時に後見人の任務は基本的には終了するのが原則ですので、本人が死亡した場合には親族等の遺族によるご遺体の引取りが本来予想されます。

あいち花子は後見人の立場では、身元保証契約はできないことを説明し、施設の方に「そうですね。さくらさんの場合には後見人の花子さんがついてるから、身元保証は不要ですね。」とご理解いただくことができました。

これからこの施設でさくらさんの新しい生活が始まります。
あいち花子も定期的に施設を訪問し、さくらさんの様子を確認します。

「花子さん、また来てね。」と花子の顔を覚えてくださったさくらさんに、「また、来るね。」と手を振りながら、さくらさんが幸せに過ごせるように頑張ろうと改めて心に誓いながら、施設を後にしました。

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部（リーガルサポートあいち）

〒456-0018

名古屋市熱田区新尾頭1丁目12番3号 愛知県司法書士会館内

TEL 052-683-6696

FAX 052-683-6288

